

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県選挙管理委員会
- 政治団体設立の届出があった件
- 政治団体の届出事項の異動の届出があった件
- 政治団体の解散の届出があった件
- 資金管理団体の届出があった件
- 資金管理団体でなくなった旨の届出があった件
- 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件
- 異議の申出について決定した件

一 二 三 四 四 四 四 三 二 一

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

令和五年二月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
---------	--------	----------	------------	--------------------------	-------

二 その他の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

自由民主党福島県大沼郡第一支部	山内 長	齊藤 朱実	大沼郡会津美里町永井野岩ノ神	○	令和四年二月一六日
-----------------	------	-------	----------------	---	-----------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
会津政策研究会	古川 雄一	松崎 新	会津若松市館馬町二一七	令和五年二月二日
岩沢でんお連合後援会	岩沢 伝朗	藤田 直一	郡山市堂前町二〇一三	令和五年二月一〇日
内田広之常磐地区後援会	草野 昭男	遠藤 靖	いわき市常磐湯本町天王崎三九一	令和四年二月一六日
えんどう公彦後援会	遠藤 公彦	遠藤 公彦	白河市東下野出島字坂口三二〇	令和五年二月一日
遠藤幸一後援会	遠藤 幸一	佐藤 魁星	福島市置賜町二一三五	令和五年二月六日
大森ひとし後援会	大森 仁	大森 英夫	白河市大鹿島三二	令和五年二月一日
北塩原やよい会	角田 弥生	角田 純一	耶麻郡北塩原村松原字曾原山一〇九六一二一七	令和五年二月三日
さくらいまこと後援会	櫻井 誠	櫻井 希	須賀川市和田字柏崎三	令和五年二月二〇日
石尊会	藤島 一浩	藤島 一浩	石川郡石川町字鹿ノ坂三一八一	令和五年一月四日
関根あつし後援会	関根 篤志	二瓶 恵一	須賀川市影沼町二三五	令和四年二月二〇日

福島県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和五年二月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 政党の支部

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動年月日	
公明党会津総支部	小林 時夫	主たる事務所の所在地	喜多方市松山町村松字桜清水一九〇一七	新	会津若松市門田町中野字大道西二三一〇	令和四年一月一三日	内 容
				旧	小林 時夫 樋川 誠		

高畑孝一後援会	高畑 孝一	芥川 久	喜多方市慶徳町松舞家字北ノ窪二〇八八	令和五年二月一日
星かずたか後援会	星 和孝	星 和孝	南会津郡南会津町静川字上沢田乙九八〇	令和五年二月一三日
未来創造研究会	水野 さち子	高田 和	会津若松市東栄町四一七一	令和四年二月二六日
矢澤源成後援会	矢澤 昇	酒井 佐一	大沼郡三島町大字名人入字高清水上居平四三八二	令和五年一月一日
渡部たかし後援会	渡部 崇	渡部 崇	喜多方市関柴町上高額字樋口三五八一〇	令和五年二月一日
渡部ただひろ後援会	渡部 忠寛	渡部 知子	喜多方市塩川町御殿場二二二五一一	令和四年二月二七日

二 その他の政治団体

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動年月日	
大和田ひろし後援会	渡辺 秋男	代表者の氏名	渡辺 秋男	新	須田 正行	令和五年二月八日	内 容
				旧	近藤 耕次		
後藤守江後援会	近藤 耕次	代表者の氏名	近藤 耕次	山田 功	令和五年一月二日		
前後公後援会	長沼 一夫	代表者の氏名	長沼 一夫	鈴木 庫男	令和五年二月一日		
		会計責任者の氏名	長谷川 武	本田 昭一			

自由民主党猪苗代町支部	小松山 善	会計責任者の氏名	長沼 美和	渡辺 真一郎	令和四年七月二三日		
自由民主党国見町支部	松浦 常雄	会計責任者の氏名	古溝 忠一	小林 聖治	令和四年二月一四日		
自由民主党東和支部	佐藤 一男	会計責任者の氏名	石井 信夫	石井 馨	令和五年二月八日		
自由民主党福島県いわき市第二支部	矢吹 貢一	会計責任者の氏名	小野 幸男	大和田 昭弘	令和四年三月一日		
自由民主党福島県支部建設業職域支部	長谷川 浩	代表者の氏名	長谷川 浩	小野 利廣	令和四年六月一日		
		会計責任者の氏名	星野 あけみ	樋川 誠			

福島県改革協議会

瓜生 信一郎

令和四年二月一日

福島県藤井もとゆき薬剤師後援会

長谷川 祐一

令和四年二月三日

矢澤源成後援会

矢澤 昇

令和元年二月三日

福島県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和五年二月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
岩沢 伝朗	郡山市議会議員	岩沢でんお連合後援会	郡山市堂前町二〇―一三	令和五年二月一日
櫻井 誠	須賀川市議会議員	さくらいまこと後援会	須賀川市和田字柏崎三	令和五年一月九日
藤島 一浩	石川町議会議員	石尊会	石川郡石川町字鹿ノ坂三二八―一	令和五年一月一日

福島県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和五年二月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岩城 光英	光と風のフォーラム	令和四年二月二日

福島県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の平成三十年分、令和二年分及び令和三年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和五年二月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

令和3年分

政党

本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金額（円）
自由民主党猪苗代町支部	自由民主党福島県支部連合会	100,000
	自由民主党福島県第四選挙区支部	300,000
自由民主党伊達支部	自由民主党福島県支部連合会	100,000

福島県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の令和元年分及び令和四年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。
令和五年二月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

令和4年分

国会議員関係政治団体

(1) 寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額（円）	住所・所在地
光と風のフォーラム	個人	磯上 秀一	100,000	いわき市
		高橋 晃一	60,000	郡山市
		西 益三	300,000	いわき市
	政治団体	清和政策研究会	8,500,000	東京都千代田区

(2) 資産等の内訳
借入金

政治団体の名称	借入先	借入残高（円）
いわき光英後援会	岩城光英	30,000,000

福島県選挙管理委員会告示第十二号

福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地板垣富士雄から提起された選挙の効力に関する異議の申出について、令和五年二月十三日、次のとおり決定した。
令和五年二月二十四日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

決定書

福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地
異議申出人 板垣 富士雄

右記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和四年十一月十一日付けで提起された当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

異議申出の要旨

申出人が当選人であるとの決定を求める。

決定の理由

本件異議申出においては、不服の対象となる選挙が特定されていないところ、異議申立書記載の日付（令和四年十一月十一日）に鑑みれば、申出人は、令和四年十月三十日執行の福島県知事選挙又は同日執行の郡山市選挙区福島県議会議員補欠選挙若しくは双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙のいずれかなくとも対象とする意図で本件異議申出を行ったものと推測される。

しかしながら、申出人はいずれの選挙においても公職選挙法第八十六条の四第一項の規定に基づく立候補の届出を行っておらず、このような公職の候補者でない者からの自らが当選人であるとの決定を求める異議の申出には法律上の利益がないことが明らかである。

以上のことから、当委員会は、公職選挙法第二百六条第一項で準用する行政不服審査法第二十四条第二項の規定により、主文のとおり決定する。

令和五年二月十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博